

防府市学校給食運営委員会設置要綱

令和7年4月1日制定

(設置)

第1条 本市における学校給食の円滑な運営を図るため、防府市学校給食運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 学校給食における安全及び衛生管理に関すること。
- (2) 学校給食施設の運営に関すること。
- (3) 学校給食の給食費に関すること。
- (4) その他、学校給食の運営に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから防府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 小学校長代表及び中学校長代表
- (2) 小学校PTA連合会代表及び中学校PTA連合会代表
- (3) 小学校栄養教諭・栄養職員代表及び中学校栄養教諭・栄養職員代表
- (4) 小学校給食主任代表及び中学校給食主任代表
- (5) 学校医代表
- (6) 学識経験者
- (7) その他学校給食に関係あるもので教育委員会が指名するもの

2 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。